

令和8年度  
洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託  
プロポーザル実施要領

令和 8年 4月

洲 本 市

本要領は、洲本市（以下「本市」という。）が発注する「洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託」契約において、最適な契約候補者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 1 契約の目的

本市は、国が定める「教育 DX ロードマップ」（令和 7 年 6 月 13 日公布。デジタル庁・文部科学省・総務省・経済産業省の連名となる）に基づき、校務・学習・共通基盤の各分野を一体的に再構築し、安全で効果的な教育環境の整備を推進している。

教育現場では、既存システムの老朽化や重複運用、データ分断による業務の非効率化およびセキュリティリスクの増大が顕著であり、これらを解消するためには、ゼロ・トラストを前提とした新たなシステムの基盤設計の整理が不可欠である。

本業務は、教育委員会が今後の調達および協議を円滑に進めるための準備段階として、現状を客観的に整理し、課題と要件を明確化することを目的とする。標準的な構成方針に基づく検討を通じて、教育委員会が利用する次世代校務 DX に関わるシステムや持続可能な教育 DX 推進体制の確立を図る。

## 2 契約に関する事項

### (1) 契約の名称

洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (3) 契約の内容

① 校務系・学習系ネットワークの統合に関わる現地調査

② 現在の教育ネットワーク環境の調査

③ 教育情報セキュリティポリシー改訂案の作成

④ 次世代校務 DX を実現するための要件整理および設計

⑤ 将来のゼロ・トラスト環境整備業務に関わる発注支援

※詳細は、令和 8 年度洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

## 3 契約金額の上限

限度額 12,000,000 円（税込）

## 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 本市入札参加資格を有する者。

- (3) 参加申込書類提出期限（以下「基準日」という。）において、本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けていない者。ただし、基準日以降であっても、契約締結日の前日までの間に本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けた場合は、基準日に遡って参加資格がない者とみなし、契約は締結しない。
- (4) 基準日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを含む）。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。
- (7) 過去5年間、国又は地方公共団体が発注したネットワーク設計・構築業務の実績あるいは業務改革に係るコンサルティング業務の実績を有する者。

## 5 選定スケジュール

日時	事項
令和8年4月14日（火）	募集公告・参加申込受付開始
令和8年4月24日（金）	質問提出期限（電子メール）
令和8年4月28日（火）	質問回答日
令和8年5月12日（火）	参加申込書類提出期限（持参）※参加資格基準日
令和8年5月20日（水）	参加資格審査結果通知（電子メール）
令和8年5月25日（月）	提案書類提出期限（持参）
令和8年5月28日（木）	一次審査（資格・書類審査）結果通知（電子メール）
令和8年6月9日（火）	二次審査(プレゼンテーション)
令和8年6月11日（木）	二次審査結果の通知（電子メール）
令和8年6月18日（木）	契約締結予定

## 6 提出書類

- (1) プロポーザル参加資格申請書【様式1】
- (2) 会社概要【様式2】
- (3) 委任状【様式3】
- (4) グループ構成表明書【様式4】
- (5) 業務実施体制【様式5】
- (6) 暴力団排除に関する誓約書【様式6】
- (7) 質疑応答用紙【様式7】
- (8) 参加申込書【様式8】
- (9) 企画提案書チェックシート【様式9】
- (10) 他自治体における業務実績報告書【様式10】
- (11) 参加辞退届【様式11】
- (12) 機密情報に関する誓約書【様式12】

## 7 参加申込書類の提出

- (1) 提出書類：プロポーザル参加資格申請書【様式1】  
会社概要【様式2】  
委任状【様式3】・・・受任者を選任した場合のみ提出  
グループ構成表明書【様式4】・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出  
業務実施体制【様式5】  
暴力団排除に関する誓約書【様式6】  
機密情報に関する誓約書【様式12】
- (2) 提出先：洲本市役所 教育委員会 教育総務課
- (3) 提出期限：令和8年5月12日（火）午後5時まで（必着）  
※いかなる理由においても期限経過後の到着は受け付けない。
- (4) 提出方法：持参とする。
- (5) 資格審査：受付後、参加資格の審査を行う。参加資格審査結果は令和8年5月20日（水）までに電子メールにて通知する。（事業者番号も通知する。）
- (6) その他：参加申込書類の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月15日（金）午後5時までに文書（任意文書）にて通知すること。なお、辞退した場合でも、辞退者が今後それを理由とした不利益な扱いを受けることはない。

## 8 質問の受付・回答

- (1) 提出書類：質疑応答用紙【様式7】
- (2) 提出先：洲本市役所 教育委員会 教育総務課とする。
- (3) 質問期間：令和8年4月14日（火）から令和8年4月24日（金）までの  
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出方法：電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「令和8年度洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託」とすること。

- (5) 回答方法：提出された質問及び質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）から本市においてホームページにて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

## 9 提案書類の提出

- (1) 提出期限：令和8年5月25日（月）午後2時（必着）

※いかなる理由においても期限経過後の到着は受け付けない。

- (2) 提出先：洲本市役所 教育委員会 教育総務課とする。

- (3) 提出方法：持参にて提出すること。

- (4) 提出書類：

ア 参加申込書【様式8】・・・1部

イ 企画提案書【様式自由】、企画提案書チェックシート【様式9】

・・・正本1部、副本8部

ウ 他自治体における業務実績報告書【様式10】・・・正本1部、副本8部

オ 見積書（原本、社印押印）1部

・・・正本1部、副本8部

※企画提案書等は、紙ファイル綴じ又はクリップ止めとし、原本の表紙には社印を押印することとし、他の提案書類の表紙はコピー（副）とする。

※参加申込書類提出者が、提案書類の提出を辞退する場合は、「参加辞退届」【様式11】を令和8年5月25日（月）までに提出すること。

※各提出書類の副本には事業者名は記載せず、事業者番号を記載すること。

（事業者番号は参加資格審査結果時に通知。）

## 10 プロポーザルの審査方法等

- (1) 提案審査は、令和8年度洲本市教育情報基盤調査・設計業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- (2) 一次審査（資格・書類審査）を行い、選定委員会による書類審査のうえ、上位業者（3者程度）が二次審査（プレゼンテーション）に進むことができる。ただし、一次審査点が60点に満たない場合は二次審査に進むことができない。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション）は、本実施要領7頁「12 二次審査（プレゼンテーション）」記載のとおりとする。
- (4) 一次審査＋二次審査＝総得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。  
ただし、総得点が同じ場合は二次審査における点数が高い提案者を最優秀提案者とする。  
なお、配点については本実施要領6頁～「11 審査基準」を参照すること。
- (5) 本プロポーザルの参加者が1者であっても審査を行い、最優秀提案者を決定する。

## 1.1 審査基準

本業務の受注者の審査は、選定委員会において行う。

### (1) 評価項目と配点

一次審査(100点)			
評価項目	評価内容	配点	
① 企業評価 (書類)	(1-1) 業務実績	過去5年間、国又は地方公共団体が発注したネットワーク設計・構築業務の実績あるいは業務改革に係るコンサルティング業務の実績	20
	(1-2) スケジュールについて	計画的な調査、資料作成できる内容となっているか(学校現場に影響が出ないよう計画できているか)	10
② 調査における専門性・業務遂行能力	(2-1) 従事者の専門性	業務に従事する者が専門性を有し、業務を遂行できるか	10
	(2-2) 現環境の問題点整理、設計能力	学校現場、教育委員会の現状調査をする上で問題点を整理し、的確な次世代校務DX環境整備案を提示できるか	20
	(2-3) 要素技術の理解度	ゼロ・トラストセキュリティに関する要素技術について事例を挙げ、設計例を説明できるか	10
	(2-4) 設計思想、説明責任能力	学校、教育委員会が管理、運用しやすかつ業務改善、業務効率化できるよう設計業務に取り組み、次世代校務DX環境整備に向けて本市や環境整備業務受託業者から質問を求められた際も誠実に説明する責任能力を有しているか	20
見積金額		10	
合 計		100	

二次審査（200点）			
評価項目		評価内容	配点
③企業評価 (プレゼン)	(3-1) プレゼンテーション全体評価	信頼できる説明及び質疑対応であったか	30
		資料や説明は適切か	30
④業務体制・その他仕様書作成支援等評価	(4-1) 業務体制	教育委員会・学校に負担がないよう、調査・次世代校務環境構築の発注支援ができるかどうか	30
	(4-2) トラブルの対応	本業務中にサーバ、ネットワーク環境下でトラブルが発生した際に本市や保守業者に対して迅速かつ適切に対応できるか	30
	(4-3) 機密情報に関する取扱い	調査するうえで知りえる機密情報保護を徹底し、業務を遂行できるか	20
	(4-4) その他の作業・支援等	本業務を通じて整備される校務 DX 環境において、ランニングコストを安価に抑え、かつ学校・教育委員会の業務改善につながる整備設計を行えるか	30
次世代校務 DX 環境整備業務に向けて教育情報セキュリティポリシーの改訂案や整備業務設計書（案）の作成等専門性をもって業務を行えるか		30	
合 計			200

## 1.2 二次審査（プレゼンテーション）の実施

- (1) 日時：令和8年6月9日（火）午後
- (2) 場所：洲本市役所 本庁舎4階 災害対策室
- (3) 時間：提案書類に基づく説明（40分以内）と事業者選定委員による質疑（20分以内）とし、開始時間等の詳細については、個別に通知するものとする。
- (4) 出席者：出席人数は4名以内とし、業務従事者は必ず出席すること。
- (5) その他：詳細は一次審査（資格・書類審査）結果通知時に連絡する。  
なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

## 1.3 審査結果

一次審査結果は令和8年5月28日（木）以降、参加申込者全員に通知する。二次審査結果は令和8年6月11日（木）以降に二次審査参加申込者全員に通知し、本市ホームページ

ジに優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）を公表する。

#### 1.4 契約手続

- (1) 最優秀提案者は、本業務委託契約に係る優先交渉権を有する。
- (2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。
- (3) 契約交渉により本市との合意に至った場合は、随意契約を行う。

#### 1.5 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合
- (2) 著しく信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) プレゼンテーションに出席しない場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- (5) 期限を過ぎて書類が提出された場合
- (6) その他、本要領に違反した場合

#### 1.6 提出書類作成上の留意事項

##### (1) 業務実施体制【様式5】

本業務の業務実施体制を記載し、業務従事者の免許・資格者証の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。また、本様式の記載内容を含んでいる場合は、任意の様式でも可能とする。

##### (2) 企画提案【様式9 関係書類】

提案に対し、日本工業規格A4版両面20頁以内（表紙、目次を除く）とする。また、本様式の記載内容を含んでいる場合は、任意の様式でも可能とする。

##### (3) 他自治体における業務実績報告書【様式10】

記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

#### 1.7 その他

- (1) 提出された提案書類を本市の了承なく公表、使用してはならない。
- (2) 提出された提案書類は、返却しない。
- (3) 提出された提案書類は、参加者の同意がある場合を除き選定以外に使用しない。
- (4) 提案書類等の作成経費やプレゼンテーション等に要する経費等は参加者の負担とする。
- (5) 審査結果の異議申し立ては認めない。
- (6) 提出書類等の提出期限以降における差し替え又は再提出は認めない。

#### 1.8 事務局（問い合わせ・提出先）

住 所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 教育委員会 教育総務課 担当：畑・堂谷

TEL：0799-22-3331 E-MAIL：[kyousou@city.sumoto.lg.jp](mailto:kyousou@city.sumoto.lg.jp)